

11 霜月



陰暦11月の異称。だいたい陽暦の12月にあたる。この月になると霜がしきりに降るから霜降月といったのが、霜月に転じたといい、霜ごもりの葉月、神楽（かぐら）月、雪待月などともいう。

11月の事務チェックポイント

- 来年3月大学・短大・高専卒予定者に対する採用試験を実施する。採用内定者には、効果的なフォローを怠らないこと。
- 年賀状の購入枚数をとりまとめる。購入したものについては、印刷の手配を済ませる。
- 年末商戦向けの各種の販促策に関して、交際費とならないような支出の仕方を営業にレクチャーする。
- 税務署等が主催する年末調整の説明会に出席し、改正のポイント・マイナンバーについて把握する。また年調対象者には必要書類の取揃えを求めておく。
- 忘年会を実施するところでは、幹事を決め、会場確保と内容の検討に入る。
- 歳暮用の品物の発注を済ませ、12月上旬には先方へ届くようにする。
- 年末賞与の相場資料、査定データを揃えておく。

11月の税務

提出期限	チェック	内容
11月10日		10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
11月15日		所得税の予定納税額の減額申請
11月30日		9月決算法人の確定申告<法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
		所得税の予定納税額の納付(第2期分)
		3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税及び地方消費税>
		法人・個人事業所の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税及び地方消費税>
		3月決算法人の中間申告<法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
		消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
		消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヶ月分)<消費税及び地方消費税>
		個人事業税の納付(第2期分)

●事前にチェックをし、提出漏れを防ぎましょう! (公社)長井法人会 TEL88-3960 FAX88-3823

★税を考える週間記念講演会ご案内

- ◆日時/11月11日(金)午後6時～ ◆演題/「いきいき長寿健康法」～免疫力を高める生活習慣～
- ◆講師/東京医科歯科大学名誉教授 藤田紘一郎氏 ◆会費/無料 但し、新品タオル1本ご寄付願います。

★平成28年度版 「年末調整のしかた」 図書斡旋致します。

1冊定価2,000円のところ、2割引きの1,600円で斡旋致します。(ただし事務所で渡す場合、郵送の場合は実費ご負担願います)お申込は、当会事務局までご連絡願います。☎88-3960